

令和5年2月14日
都市局都市計画課

平成4年に定められた生産緑地の約9割が特定生産緑地に指定されました

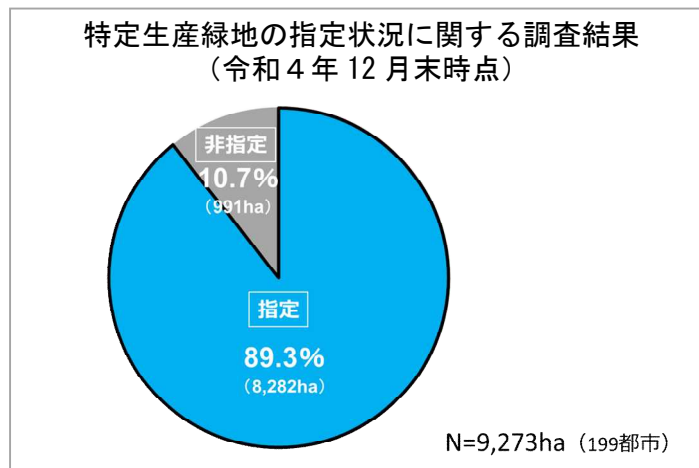
国土交通省が地方公共団体向けに実施した調査の結果、令和4年12月末時点において、平成4年に定められた生産緑地（全生産緑地面積の約8割）の約9割が特定生産緑地に指定されたことが分かりました。

令和4年8月～12月にかけて、全国199都市において平成4年に都市計画決定された生産緑地地区が30年を経過したことを踏まえ、国土交通省では、当該生産緑地の特定生産緑地への指定状況について調査を実施しました。

【結果概要】

平成4年に定められた生産緑地(9,273ha)のうち、

- ・ 特定生産緑地に指定された割合は89.3% (8,282ha)
- ・ 特定生産緑地に指定されなかった割合は10.7% (991ha) となった。



生産緑地の例（東京都練馬区）

国土交通省では、引き続き地方公共団体や農業団体等と連携し、本制度の周知に努めるなど、都市農地の保全・活用を推進してまいります。

○ 添付資料

- ・ (参考) 生産緑地制度の概要について

【問い合わせ先】

国土交通省都市局都市計画課 酒井、大上（内線：32643、32664）
電話 03-5253-8111（代表）、03-5253-8409（直通）

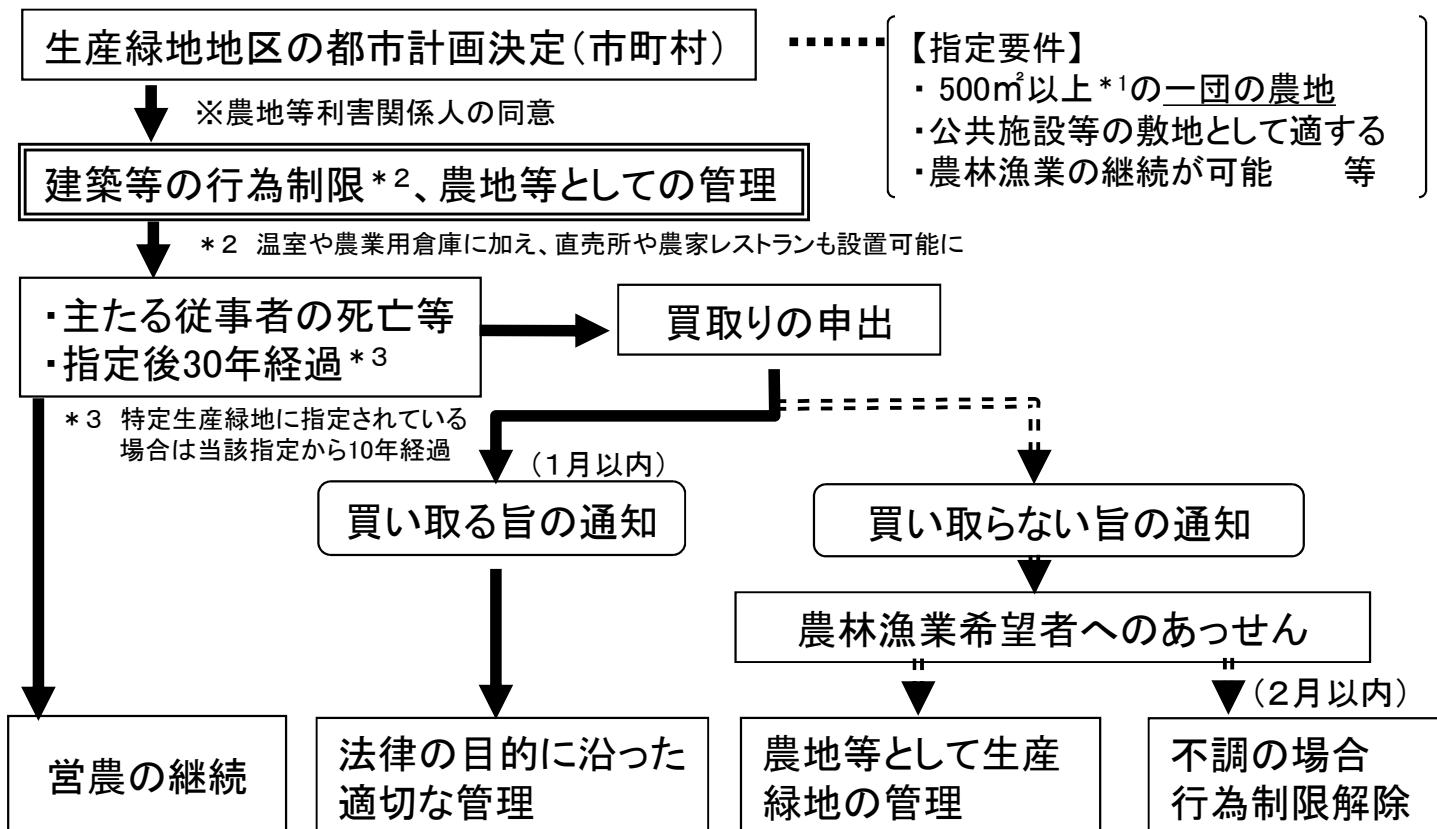
生産緑地制度の概要

○市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上*1の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る。

○市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられている。

*1 市区町村が条例を定めれば、面積要件を300㎡まで引き下げることが可能。

< 手続の流れ >



- 【指定要件】
- ・ 500㎡以上*1の一団の農地
 - ・ 公共施設等の敷地として適する
 - ・ 農林漁業の継続が可能 等

<実績>
58,315地区、11,967ha
(R3.12.31現在)

< 生産緑地地区の例 >



< 税制措置 > 括弧書きは、三大都市圏特定市の市街化区域農地の税制

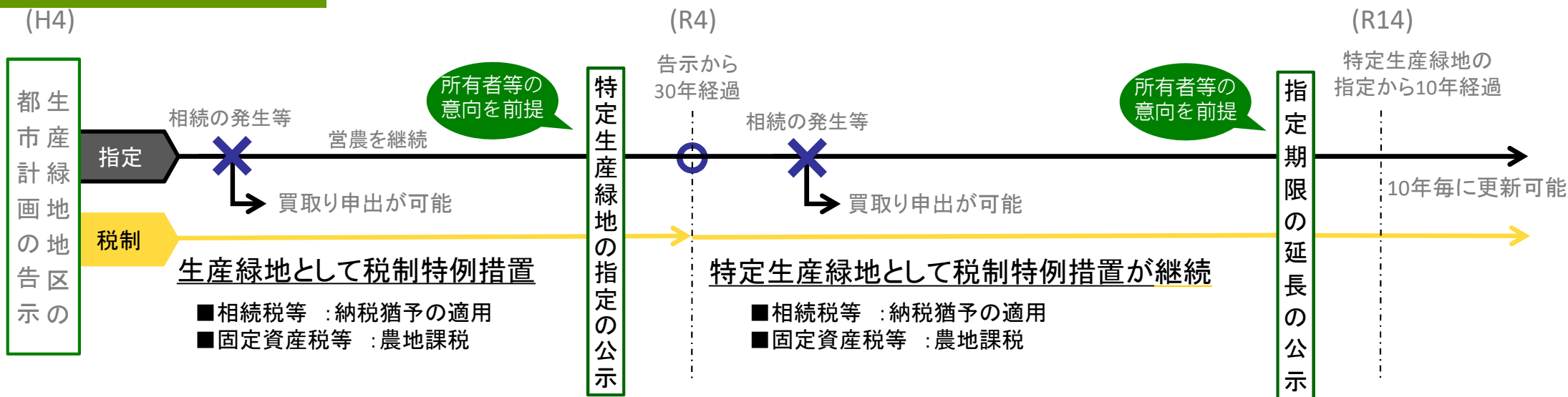
- ・ 固定資産税が**農地課税** (生産緑地以外は**宅地並み課税**)
- ・ 相続税の納税猶予制度が**適用** (生産緑地以外は**適用なし**)

※特定生産緑地として指定されなかった場合等は適用なし

生産緑地法：特定生産緑地制度

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

特定生産緑地に指定する場合



特定生産緑地に指定しない場合

